

憲法記念日に寄せて

5月3日は、日本国憲法が生まれ、歩み始めて79回目の記念日です。

法律家の団体である私たち大阪弁護士会は、この記念すべき日に、改めて憲法の根底にある理念を再認識するとともに、今、世界で起こっている戦争や武力による攻撃に抗議し、皆さんと日本国憲法の価値を共有したいと思います。

日本国憲法は、その前文で「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と謳い、かつ、第9条でも国際紛争解決の手段としての戦争放棄を高らかに宣言し、力によって紛争を解決することがない世界にするため、日本がその先駆けとなることを目指してきました。

ところが、世界を見渡しますと、国際法上も問題のあるような武力衝突により、ウクライナ、イスラエル・パレスチナ、イランなど多くの国・地域で罪のない多くの市民の命が奪われており、日本国憲法が目指すものとかけ離れたものになろうとしています。また、そのような私たちの役割に鑑みたとき、現在日本国内において進められている施策には、日本国憲法の理念と相容れないものが含まれているように思えてなりません。

そうした時代だからこそ、今、私たちは改めて日本国憲法の根底にある理念を再認識するとともに、その実現のため、私たちが先頭に立って、世界に向けて発信していくべきだと考えます。

私たち大阪弁護士会は、これからも日本国憲法の理念を尊重し、基本的人権の擁護並びに社会正義の実現に全力を尽くす決意です。

2026年(令和8年) 5月1日

大阪弁護士会

会長 中井洋恵